

監査制度デザインの基礎

— 会計監査の生成と監査人の独立性 —

Foundations of Institutional Design for Auditing:
Creation of the Demand for Auditing
and Auditor Independence

加 藤 達 彦
Tatsuhiko Kato

目 次

- I. はじめに
- II. 企業の生成要因
- III. 会計監査の生成要因
- IV. 会計監査の限界
- V. 監査人の独立性と競争
- VI. 強制監査法人交代（留保）制度
- VII. むすび

I. はじめに

優れた監査制度を設計し維持するためには、会計監査が何の目的で誕生したのか、その目的を達成するために、監査人に何が求められるのかについて、再度議論し基本的な認識を持つことが重要である。監査実務の変化を追いすぎると、実務の枝葉末節にかかわることにばかり目が行き、制度設計にもっとも影響を与えるものが何かが認識できなくなる。

監査基準が、近年たびたび大きな改正に曝されている状況から、会計監査における憲法と考えることは非常に困難になっている。監査基準がすでに啓蒙的な役割を終え、日本以外のほとんどすべての国におけるように、単なる実務的な指針に過ぎなくなっていると言っても過言ではない。また監査基準の設定が実務家の手で実施されることは、基準そのものが実務家の利害を代表する傾向をいやおうなく生み出すであろう。

本稿は、最近大きく変化を遂げたミクロ経済学の理論を取り入れて、監査制度の設計・維持・補修について、基本的に認識しておかなければならない問題をまとめたものである。大部分の議論はすでに人口に膾炙されたものであるが、その議論の本質をできるだけ単純な例を示しながら解釈し直した。今回もっとも焦点を当てた事項は、会計監査の生成と監査人の独立性である。両

者の事項ともすでに研究者の間では議論が尽くされている感もある。しかしその議論には、監査制度の設計を考える上で十分な考察がされていない点が多々見られる。その点を明らかにするのが本稿の目的である。

まず会計監査の生成要因については、企業の生成要因という観点から整理し直し、エイジェンシー・アプローチとシグナリング・アプローチという観点から議論を試みた。次に会計監査の限界について、新しい金融契約の議論に基づいて考察を加え、限界の要因は監査対象となる会計そのものにあることを指摘した。

さらに会計監査を有効にするためには、監査人の資質として独立性こそが重要であると考え、その定義の整理を試みた。さらに会計士（監査法人）の競争がその独立性に影響を与えるかを考察した。この議論のために用いたモデルはすでに筆者が紹介したものであるが、日本の事例や議論を踏まえて整理し直し、さらに単純化して要点を浮き彫りにしようとした。最後に強制監査法人交代（留保）などに代表される、競争を制限し監査人の独立性を保護する施策が、期待された効果を発揮できるかについて吟味した。強制監査法人交代（留保）制度の長所や短所については、日本において余り議論がされていないものであり、筆者の非常に単純な分析も追加されている。

II. 企業の生成要因

1. 2つの要因

企業の生成要因を非常に簡略化すると、次の2つにまとめられる⁽¹⁾。

(1) 残差請求権 (residual claim)

Knight (1921) によれば⁽²⁾、あるシステムを組織として使えば、ハイリスク・ハイリターンを狙う「自信に満ち冒険心に富むもの」が、ローリスク・ローリターンで安くても安定した給料なら満足する「懐疑心が深く臆病なもの」のリスクを負担し保険をかけてやることができるとしている。そのシステムが企業である。「自信に満ち冒険心に富むもの」は、獲得した利益から「懐疑心が深く臆病なもの」に支払った給料を差し引いた残差を、当然の請求権としてポケットに入れることでその努力が報われる。会計監査の生成要因として議論されるエイジェンシー・アプローチは、この考えに連なるものと解釈できる。

仕事の大部分は一つのチームとして行われ、仕事の非効率を誰かの責任にすることは難しい。そのため適当に仕事の手を抜く（「モラル・ハザード」moral hazard または「隠れた行動」hidden action）ことが起こる。手抜きをなくし、仕事の効率を上げるために、上級管理者の存在意義がある。上級管理者が仕事を監視し（「モニタリング」monitoring）、手抜きを減らし、仕事の生産性を高めたとする。その高まった生産性の分だけ、自分の懐に入れることができる「残

(1) 小田切 (2000, 42-51 頁) を参照した。

(2) Knight (1921, pp. 269-270).

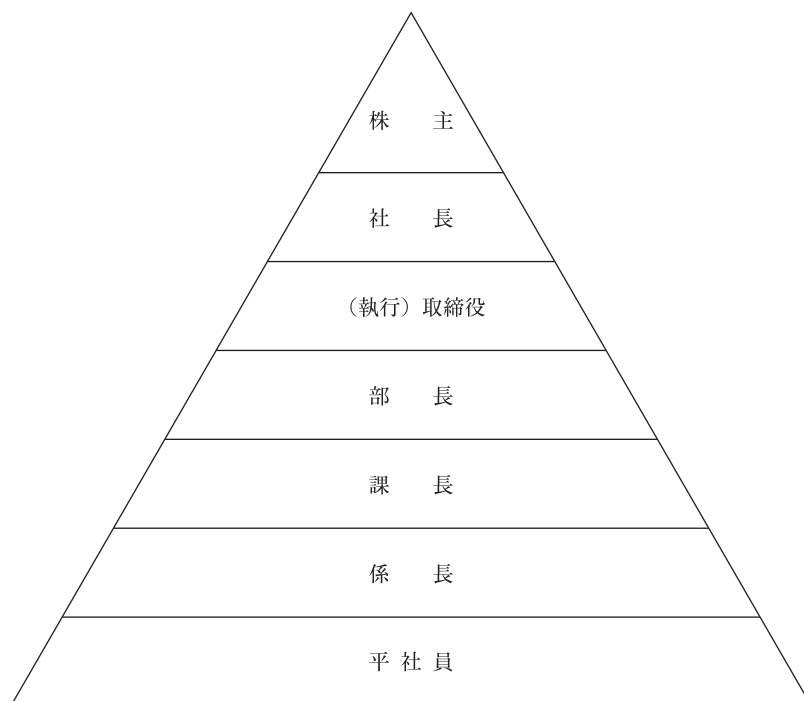


図1 残差請求権による階層制度の発達

差請求権」を持つとすれば、上級管理者もやる気が出る。

仕事の監視には通常コストがかかる（「監視コスト」）ので、上級管理者はできるだけコストのかからない手段を駆使して、自分の懐に入れる「残差請求権」を増やそうとする。Alchian and Demsetz（1972）によれば、企業は図1からこのような形で階層制度を作りながら発達したものであり、その頂点には、所有と経営の分離から生まれた社長を監視する株主の存在がある。

(2) 評判 (reputation) の継承

Kreps *et al.*（1982）は、2人の取引に「囚人のジレンマ」の関係が有限期間継続する場合においても、相互の信頼関係が生まれ、取引が成立する可能性を示唆する分析を行った。「囚人のジレンマ」が有限回繰り返される場合でも、最後の回の取引はやはり「囚人のジレンマ」の関係となる。そのため、背理法により最初から最後まで取引相手双方の総裏切りとなってしまうことが従来知られていた。

しかし彼らはある条件を満たせば「囚人のジレンマ」は解消され、取引が繰り返され双方の信頼関係が結ばれる可能性を示した。この信頼関係こそが、原始的な意味での「評判」と考えたのである。その条件とは、取引が長期間繰り返されることと、取引相手に信頼関係を結ぼうとするものが少数でもいるという確信である⁽³⁾。

(3) 詳しくは加藤（2005, 21-23頁）を参照されたい。

Axelrod (1984) は、「囚人のジレンマ」の取引が長期間繰り返されるコンピュータ・トーナメントにより、「評判」の発生メカニズムを検証した。「評判」が発生し継承されるには、長い取引関係の継続をゴーイング・コンサーンという概念の中に持ち、個人の取引ではなく多数の構成員との取引を前提とする、企業という器が優れている可能性が示唆されている。会計監査の生成要因として議論されるシグナリング・アプローチは、この考え方に連なるものと解釈できる。

Ⅲ. 会計監査の生成要因

1. 2つのアプローチ

会計監査の生成要因として、Wallace (1986) の「モニタリング仮説」と「情報仮説」および「保険仮説」がよくあげられる⁽⁴⁾。ここでは「モニタリング仮説」と「保険仮説」をエイジェンシー・アプローチによる解釈として、「情報仮説」をシグナリング・アプローチによる解釈として議論する。

2. エイジェンシー・アプローチ

(1) 経営者が享受できるもう1つの便益

① ある国の生産可能性曲線（大砲とバター）

図2において、ある国の大砲とバターの最適な生産配分である「パレート最適」点を示したも

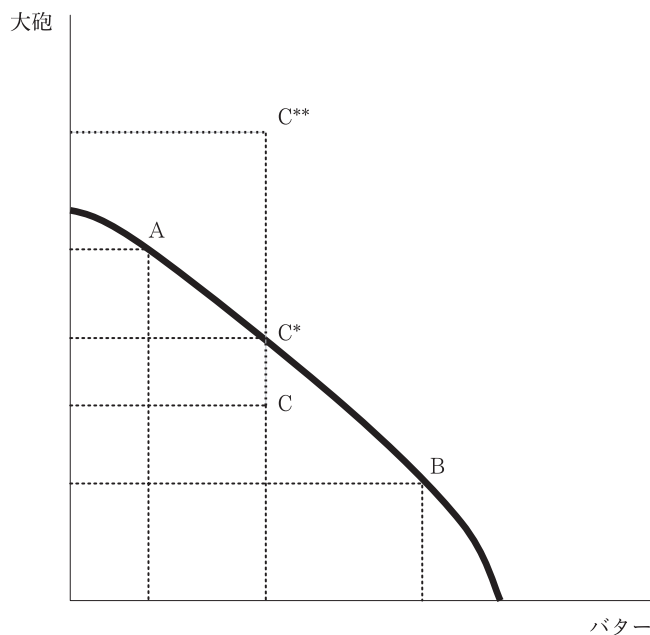


図2 ある国の生産可能性曲線（大砲とバター）

(4) 他に山浦 (2006, 34-41 頁) と伊豫田 (2003, 46-58 頁) を参照されたい。

のが太い曲線である。A は軍需重視の配分であり、B は民需重視の配分である。C は生産配分の非効率が発生しており（大砲の生産をさらに増やせる C* が選択可能）、C* の選択はその国の生産能力では達成不可能である。

② ある経営者の能力分配可能性曲線（「金銭的便益」と「非金銭的便益」）

一国の生産可能曲線における大砲とバターの選択を、経営者が享受できる「金銭的便益」と「非金銭的便益」の選択として置き直すことを考えてみる。従来企業の経営者の便益は金銭的に消費できるものだけに限定されていた。それを、仕事における便益の消費（on the job consumption）も経営者は享受できると考えたのである⁽⁵⁾。図3のように、100%自社株式を持つオーナー経営者は、B という「金銭的便益」と「非金銭的便益」を選択していた。「非金銭的便益」とは、美人の秘書・豪勢な社長室・同族経営・社長としての地位や名声などを指す。この経営者が引退してサラリーマン経営者を雇った。しかし引退した元オーナー経営者は、自分と分相応な能力のサラリーマン経営者しか雇えなかった。サラリーマン経営者は引退した元オーナー経営者と同じ B を選択しようとした。「非金銭的便益」がもはや享受できなくなった元オーナー経営者の選択は A しかないのです、矢印 ab で示した損失が発生する。これが所有と経営の分離による「エイジェンシー・コスト（代理人コスト）」（agency cost）の発生である。

ここで引退した元オーナー経営者は、サラリーマン経営者の行動を監視して「非金銭的便益」を制限し、金銭的便益を少しでも得ようとする。その結果、サラリーマン経営者は C の点を選ばざるを得なくなるとすると、元オーナー経営者の金銭的便益は矢印の bc だけ増加する。サラリーマン経営者を監視するコストを「ボンディング・コスト（制約コスト）」（bonding cost）

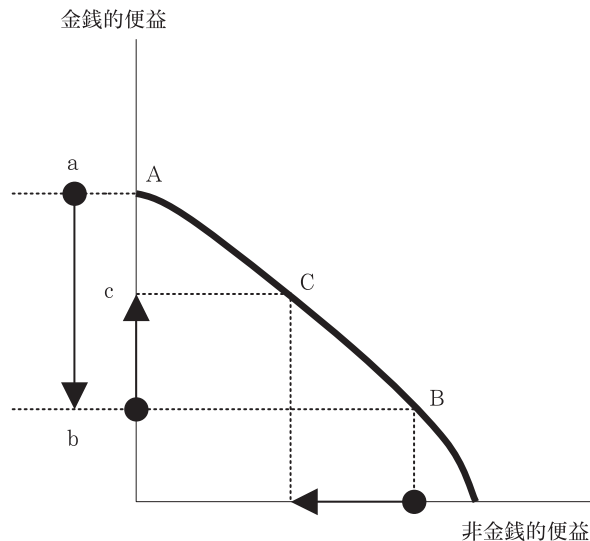


図3 ある経営者の能力分配可能性曲線
（「金銭的便益」と「非金銭的便益」）

(5) Demsetz (1983), p.379.

と呼び、これが安ければ安いほど元オーナー経営者の取り分は多くなる。その安い監視手段の一つとして会計や会計監査が生成したと考えたのが Jensen and Meckling (1976) のモデルである⁽⁶⁾。

(2) プリンシパル・エイジェント関係

① モニタリング仮説

モニタリング仮説は図4のお使いの例で易しく説明できる。母は自分で買い物をする時間がないので、1,000円を出して100円のりんご10個買ってくるように、自分の子供(弟)にお使いを頼んだとする。お駄賃は100円である。子供(弟)は、お使いの手を抜いているのか、真剣にやってもそうなのか分からないが、4回に1回の割合でりんごを買うお金を落としてくる(「モラル・ハザード」または「隠れた行動」)。その時のエイジェンシー・コストは、母が自ら買い物に行く場合より余分にかかる経費と考えて、お使い1回当たりの期待損失(「残存損失」)とお駄賃を足した $1,000 \times 1/4 + 100 = 350$ 円となる。

子供(弟)がお金を落としてくるのを防ぐために、母は、子供(兄)に付き添いを頼んだとする。子供(兄)はただでは付き添いしてくれないので、お駄賃100円を約束した。この結果、お金を落とすことなくりんご10個を確実に買ってきてくれるようになった。この場合のエイジェンシー・コストは2人に対するお駄賃200円となり、エイジェンシー・コストの削減に成功した

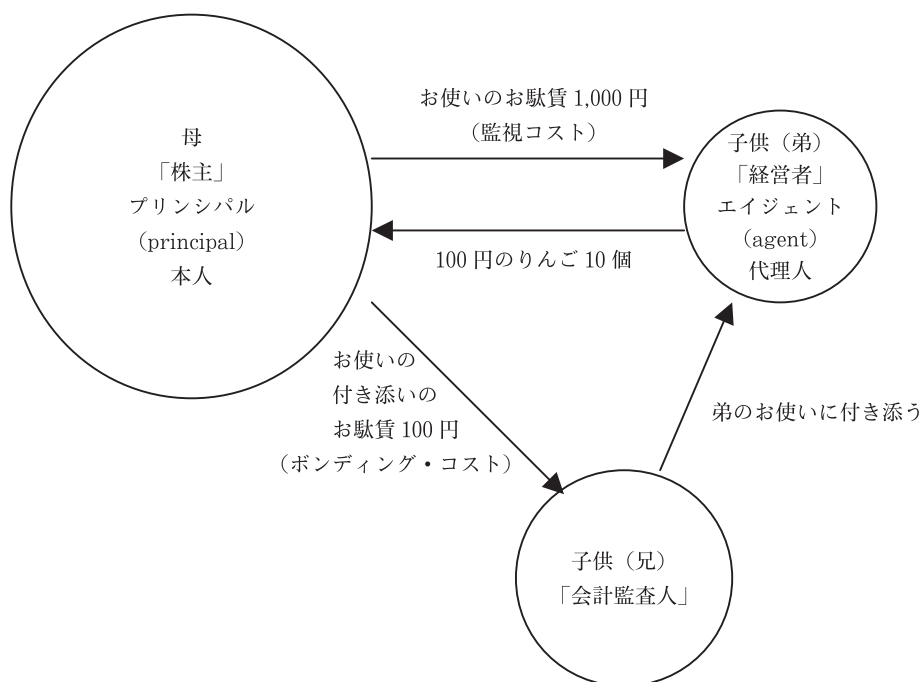


図4 買い物を例にしたモニタリング仮説の例示

(6) Jensen and Meckling (1976), p.323.

ことになる。子供（兄）の付き添いはお駄賃が 250 円未満なら母にとってもうまみがある。なお通常エイジェンシー・コストは次のように求められ、この例では残存損失がゼロになるとしている。

$$\text{エイジェンシー・コスト} = \text{監視コスト} + \text{ボンディング・コスト} + \text{残存損失}$$

ここで母をプリンシパル（principal）と呼び、資金を出す「株主」、子供（弟）をエイジェント（agent）と呼び、経営を委託する「経営者」、子供（兄）を経営者の監視役となる「監査人」とする。また子供（弟）のお駄賃は「監視コスト」であり、子供（兄）のお駄賃は「ボンディング・コスト」と考える。経営者は後者のコストが安ければ安いほど、エイジェンシー・コストは低くて済む。そのために、株主による経営者の安価な監視手段として会計監査が生成したとする。

② 保険仮説

図 4 の例で、母が子供（兄）を付き添いに付けて子供（弟）をお使いに行かせても、何 10 回に 1 回はやはりお金を落として帰ってくるとする。母はここでは、子供（兄）に対するお駄賃を保険契約の掛け金と考えている。その保険契約とは、弟がお金を落として帰ってきたときに、落としたお金を兄が弁償するというものである。上の例と同様に、母を「株主」、子供（弟）を「経営者」、子供（兄）を「監査人」とすれば、会計監査は資金を出した株主が損失を被るリスクを回避する保険として存在することになる。株主にとって通常このようなリスク回避の保険が存在しないため、監査人が損害の発生の際に保険を支払う保険会社の役割を担い、監査人も株主のエイジェントとなる。

この保険では、株主が訴訟という形で損害を申し立てて初めて、監査人が支払いに応じるというものである。しかし、株主の損害申し立ての可能性は、「信すべき脅し」（credible threat）の効果が有り、最初から監査人の行動を縛る。監査人の損害賠償責任は、株主との明示的なプリンシパル・エイジェント関係を前提としたものになる。これに対して下に述べるシグナリング・アプローチは、暗黙のプリンシパル・エイジェント関係が前提とされるところにその特色がある。

3. エイジェンシー・アプローチの問題点

エイジェンシー・アプローチの説明だけでは必ずしも十分でないことは、次の 4 つの点からも理解できる。第 1 の問題点は以下の通りである。図 4 のお使いの例から、エイジェンシー・アプローチでは、弟がお金を落とさずに買い物ができれば、弟のやる気のない行動を示す、「モラル・ハザード」または「隠れた行動」を兄は防止したことになる。ところが弟が 50 円のりんごを 10 個買って来て、100 円のりんごを 10 個買ったと「虚偽の申告」をするかもしれない。この「虚偽の申告」こそが、まさに経営者の「粉飾決算」に相当するが、エイジェンシー・アプローチでは、その解決策を示すことはできない。

第 2 に、経営者の「モラル・ハザード」の安価な防止策として、経営者が把握した情報の開示を求める会計が発達したとすると、会計監査の生成にはさらに別の要因が求められることである。

第3に、経営者の報酬がすべて固定給であるなら、経営者のやる気がそがれる可能性から、会計監査の生成要因を「モラル・ハザード」の防止と考えることに何も問題はない。しかし経営者の報酬は、今では平社員の給料さえそうであるように、ボーナスやストック・オプションなどによる業績連動型である部分がかなり多い。報酬が業績連動型であれば、経営者のやる気が反映されるので、「モラル・ハザード」の問題は重要ではなくなる。ここで問題となることは、報酬を余分に得たいがために、業績を過大に申告する「虚偽申告」の傾向が顕著になることである。経営者のこの「粉飾決算」の防止こそが、会計監査の生成要因のやはり重要な部分を占めていると考えることができる。

日興コーディアル証券が投資事業組合を間に挟んだグレーな会計処理によって、約190億円の利益の水増しを図った事件が2006年に起こった。個々の会計処理は不法なものではないが、全体としてみると粉飾の意図は明瞭であるとされた。上場廃止は免れたが課徴金5億円を科された。調査報告書を著した委員によると⁽⁷⁾、この事件の原因は、業績連動型報酬の過度な導入促進により、業績を過大に見せる「虚偽申告」を誘発させる雰囲気社内に充満してしまったことにある。「粉飾決算」の防止は、「虚偽申告」の防止にあることを示した事件である。

同様なことは、2007年の介護事業者コムスンの国からの補助金の不正受給事件にも当てはまる。コムスンの従業員は「モラル・ハザード」に無縁なほど精力的に事業をこなしていた。しかし、これに伴う過度なノルマが執行業務の過大な申告を引き起こし、「虚偽申告」による不正受給になってしまったのである。

第4に、従来支配的であった「利害調整機能」に加えて、アメリカ会計学会(AAA)がASOBAT(A Statement of Basic Accounting Theory 1966)により会計の「情報提供機能」の重要性を示した。AAAは、会計監査についても、ASOBAC(A Statement of Basic Auditing Concepts 1972)により「情報提供機能」の重要性を示唆した。ASOBACでは監査が「統制」と「信頼性」という2つの付加価値を生み出すことができるとする⁽⁸⁾。「統制」は「モラル・ハザード」の防止として、エイジェンシー・アプローチによって説明できる。しかし「信頼性」については十分な説明ができない。「信頼性」は「シグナリング・アプローチ」による説明が可能である。

4. シグナリング・アプローチ

エイジェンシー・アプローチによる会計監査生成の説明の不十分さを補完するために、シグナリング・アプローチによる考え方をここで示す。このアプローチは「情報仮説」とほぼ同じ考え方といっても良い。単純化のために、企業の利益が経営者と株主だけに配分されるとする。利益の全体は図5の大きな円で表わされる。円をりんごにたとえると、双方が満足できる配分は、2人のりんご好きが1つのりんごを真二つに等分する場合と同じ選択しかない。ゲーム理論の通常

(7) 日本経済新聞朝刊 2007年2月19日

(8) ASOBAC (1972), p.29.

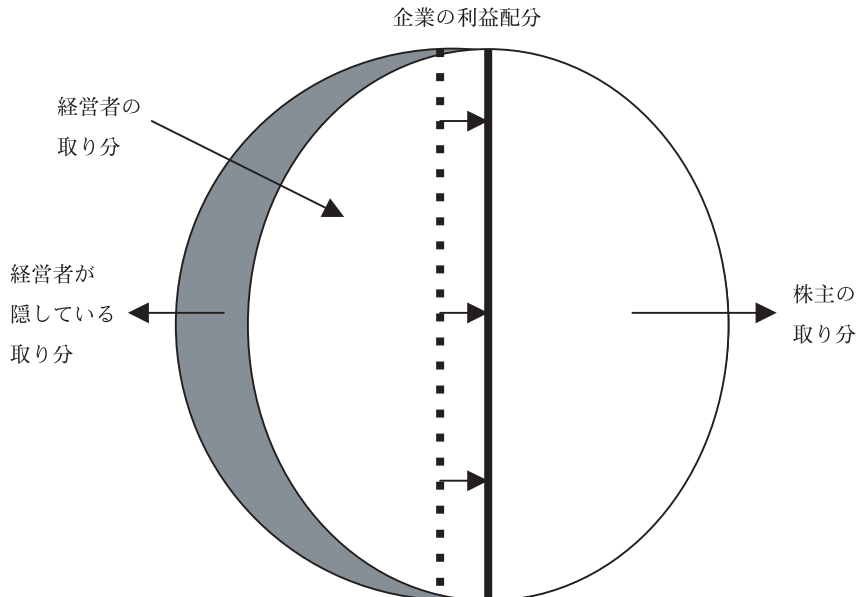


図5 情報仮説の例示

の均衡である「ナッシュ均衡」とはこのことを指す。それは点線で表わされ、右半分が株主に左半分が経営者に分配されるとする。

ところが株主が現場のことに詳しくないのを利用して、経営者が右の影で示された部分を隠していたとする。株主はそれを知らずに、経営者から利益の半分として、太線で示された部分を境とする円の右半分をもらったとする。この部分は、本来株主に分配されるべき分と比較すると矢印の分だけ少なくなっている。経営者にとってはこの分だけ配分が多くなるため、利益を隠して「虚偽の申告」をしようとする強い誘惑に駆られる。株主は経営者が利益を隠そうとする誘惑に抵抗できず公平な利益の分配が困難だと考え、最初から投資を自粛してしまう。この結果、本来されるべき投資がされなくなり、効率的な投資が妨げられる。

この問題は「アドバース・セレクション」または「逆選択」(adverse selection)と呼ばれ、経営者の側に「隠れた情報」(hidden information)があることに由来する。Sunder (1997)は油田の採掘をあげてこの問題を論じ、油田の効率的な採掘が当事者の情報の非対称性によって妨げられる興味深い例を示している⁽⁹⁾。会計監査は、経営者が隠していた影で示された部分を投資家に明らかにし、投資の活性化を図るために発生したと考える。それは、経営者と投資家の間に起きる「隠れた情報」の問題を解決し、両者の「情報の非対称性」の解消を目的とする。

5. 「実態監査」と「情報監査」との関係

日本の会計監査制度が、啓蒙的な役割を果たしながら発展したことからも理解できるように、

(9) Sunder (1997), p.26.

会計監査の機能は財務諸表に信頼性を付与するという「情報監査」の面が重視されていた。ところが、会計監査の機能には、経営者が株主の受託責任を誠実に果たしているかという面を重視する「実態監査」があり、アメリカではその考え方が早くから取り入れられ、その重要性が認識されてきた。日本ではこの機能は、果たされるべくもない監査役が長く果たすべきものとされ、会計監査の機能としては軽視されてきた。日本でも「ゴーイング・コンサーン監査」の導入や不正の摘発が社会の要請とされる中で、この機能を果たすことが必須と考えられるようになっている。

ここで興味深いのが、「実態監査」とエイジェンシー・アプローチおよび「情報監査」とシグナリング・アプローチの関係である。「実態監査」は、経営者の監視や株主の受託責任が重視され、「モニタリング仮説」や「保険仮説」で解釈可能なエイジェンシー・アプローチが前提となっている。一方「情報監査」は財務諸表の信頼性の付与という面からも、シグナリング・アプローチが前提となっていると考えることができる。

日本において「実態監査」が近年重視されるということは、エイジェンシー・アプローチによるプリンシパル・エイジェント関係の解明が要請されていることを意味する。プリンシパル・エイジェント関係の解明とは、両者の契約関係とその責任の所在およびインセンティブ・メカニズムを解明することであり、現在では契約理論という枠組みで議論されることが多い。契約理論という枠組みを使うと、エイジェンシー・アプローチもシグナリング・アプローチもそれぞれ契約関係が明示的か暗黙的かという相違になり、同じ土俵で議論を進めることができるからである。

IV. 会計監査の限界

1. 不完備契約の理論

会計利益は、企業の経営者が任期の継続を求める際に、自分が努力して良い経営を行ったことを示すもっとも重要なシグナルとなってきた。つまり、株主や債権者という利害関係者が経営者の続投を認める契約を結ぶ場合には、会計利益がもっとも重要な根拠となっていることは否めない。

最近の利害関係者は、経営者が本当に努力したかを、企業の株価の方がより正確に示していると考えようになっている。しかし常に変動する株価を基にして経営者と契約を結ぶことは、現実には不可能である。株価というシグナルは、利害関係者には観察可能 (observable) であり、経営者と情報を共有できるものである。ところが、それを基にして実行性のある契約を結ぶことは、事後的な裁判所による検証の不可能性 (unverifiable) から困難となる。

この想定は、当事者と利害関係者との関係が、前者に一方的に有利な状況を前提とする従来の分析とは一線を画したものである⁽¹⁰⁾。エイジェンシー・アプローチとシグナリング・アプローチは、当事者と利害関係者の間における、明示的または暗黙的なプリンシパル・エイジェント関

(10) 詳しくは柳川 (2007, 303-304 頁) を参照されたい。

係を前提としたものである。一般にこの関係は、明示的または暗黙的契約関係と呼ばれる。そして両者の関係は、当事者の行動や当事者の持つ情報が利害関係者に観察不可能（unobservable）なために、事後的に検証可能（verifiable）で実効性のある契約を結ぶことが困難であるという前提がある。

それに対して、ここで述べるアプローチは、より現実的であり、当事者と利害関係者の契約関係が前者に有利なものとは限らず、ある重要なシグナルが情報として両者の間に共有されているという前提を持つ。この考え方による分析を不完備契約の理論（incomplete contract approach）と呼ぶ。

2. 契約の事後的非効率性とインセンティブ効果

まず Dewatripont and Tirole (1994) を基にした単純な 2 期間モデルを考える。モデルでは利害関係者として株主のみを想定し、経営者が経営する企業の存続または停止の決定権を持つ。両者の行動のタイミングは図 6 に表わされている。

株主は第 1 期の企業の経営を任せる契約を経営者と結び、その後に経営者が努力 (e) の水準を決定する。その結果、1 期末に株価 (μ) と会計利益 (y_1) が実現する。株主は、実現した株価 (μ) と会計利益 (y_1) というシグナルを基にして、経営者が選択した努力水準 (e) を推定し、第 2 期も企業を存続してこの経営者に経営を任せるか ($X = 1$) 企業を停止するか ($X = 0$) を決定する。企業が存続して経営者が続投を認められれば、経営者は B の利益を得る。この利益 B は経営者としての評判が高まったり、次のキャリア積む基礎となるもので、金銭的に移転不可能なものとしておく。

株主は、客観性が高く経営者に操作不可能な株価 (μ) を基にして、企業の存続または停止の決定を行った方がより望ましいかもしれない。ところがすでに述べたように、この決定の根拠は、事後的な裁判所による検証が不可能であり、契約として成立困難である。ゆえに、経営者が操作可能な会計利益 (y_1) が契約の根拠として優先されてしまう。経営者の会計利益の操作の可能性を考慮すると、企業の存続または停止の決定は株価も考慮して決めるのが望ましい。

それは、会計利益 (y_1) が低い場合には株価 (μ) が高めでなければ、企業の存続は得られない

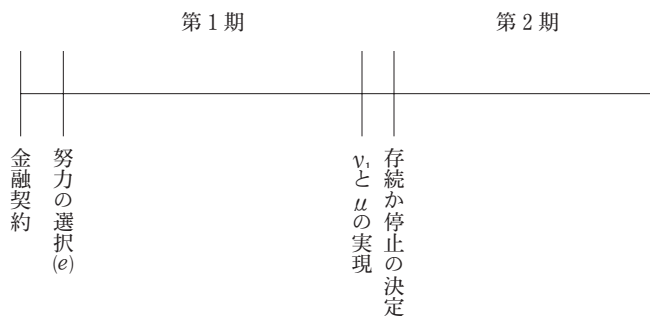


図 6 事象のタイミング

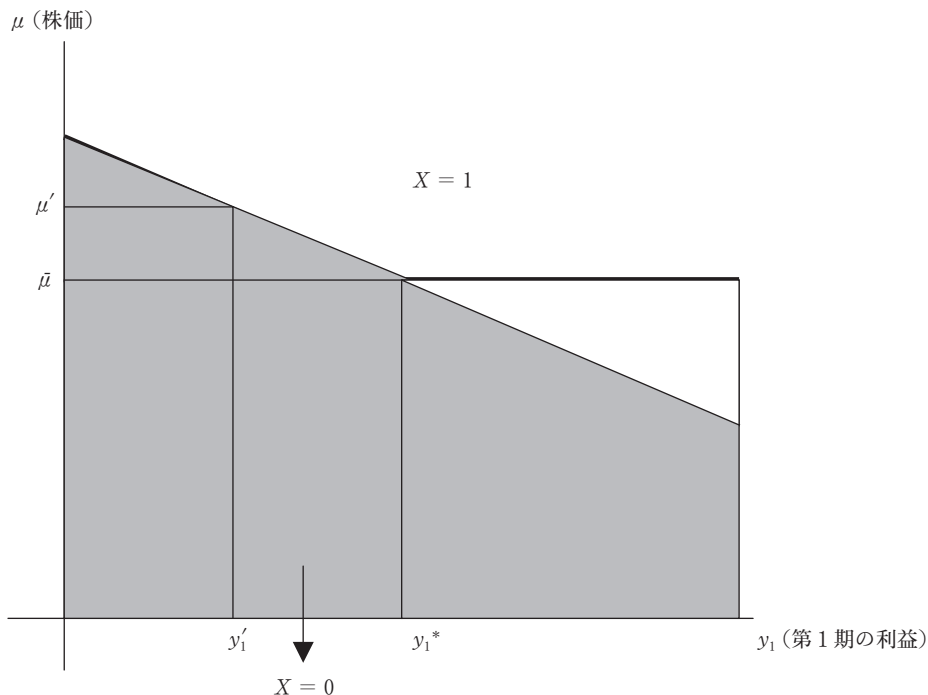


図7 一企業の「存続」($X = 1$)が決定される領域と「停止」($X = 0$)が決定される領域

とすることである。それを図示したものが図7であり⁽¹¹⁾、濃い色の部分が経営者の続投を認めない企業の停止($X = 0$)が起こる地域を示し、白い部分が続投を認める企業の存続($X = 1$)の地域である。

この取り決めは、事後的な非効率を招くことを覚悟して、経営者の高い努力水準(e)を引き出すことを目的としている。事後的な非効率が起こらない選択とは、株価 $\bar{\mu}$ を通る横軸に水平な線で表わされる。例えば、会計利益が y_1' の場合には事後的には効率的である株価 $\bar{\mu}$ では不十分であり、 μ' 以上でないと企業の存続は認められないとする。すると経営者は、 $\bar{\mu}$ の株価でも企業の存続が認められる y_1^* 以上の会計利益を出せる努力水準を選択しようとするであろう。

3. 会計利益の平準化行動の必然性と会計監査の限界

株価が低迷していると、企業の経営者の続投はかなりの困難を伴うことが多く、上のような事後的な非効率性が考慮された契約形態が現実にもかなり生かされていることが分かる。問題はこの契約形態で、経営者の会計利益の操作が根絶できるとは限らず、場合によっては一段と加速する可能性があることである。

例えば、会計利益が y_1' で株価 $\bar{\mu}$ であるときに、会計操作によって y_1^* が可能な場合である。逆に会計利益が y_1^* を超える場合には、株価が $\bar{\mu}$ より低めでも企業の存続が認められる。経営者は

(11) Dewatripont and Tirole (1994, p.1036) と柳川 (2000, 209 頁) を参照した。

会計利益の一部を会計操作によって持ち越し、2期目の会計利益を高く維持するために使おうとするかもしれない⁽¹²⁾。このモデルの枠組みを超えるが、経営者が3期目の続投や別のキャリアを考えている場合がそれに当たる。Tirole (2005) によれば⁽¹³⁾、情報力は時間とともに衰退する性格 (information decay) を持つ。プロ野球選手の契約が10年前の実績ではなく直前の実績を基礎に結ばれるように、人間の能力は一般に直前の実績で評価されることが多い。収益状況が良くても、会計操作による利益平準化の誘惑が経営者に付きまとうのはそのためである。

経営者のやる気を引き出す契約形態を選択すると、 y_1^* を目指した会計利益の平準化が行われる可能性がある。これは会計利益の信憑性をかなり揺らいだものにする。会計利益の操作が利害関係者との契約形態に固有な問題であるとする、会計監査のみでそれを防止することは非常に困難である。これは、外部監査という会計監査の限界を示しているものとも言える。

V. 監査人の独立性と競争

1. 2つの独立性

エイジェンシー・アプローチにせよシグナリング・アプローチにせよ、会計監査がその期待された役割を果たすためには、会計監査を行う者の高い資質が要求される。監査人の資質は独立性と専門能力を主な構成要素とし、会計監査の品質は両者の結合確率で表わされると考えられている。特に独立性は、報酬は経営者から受けるが、利益を受ける者はむしろ経営者以外という、監査人の特殊な任務からも、もっとも重要なものとなる。それを分類的に説明したものが図8である⁽¹⁴⁾。

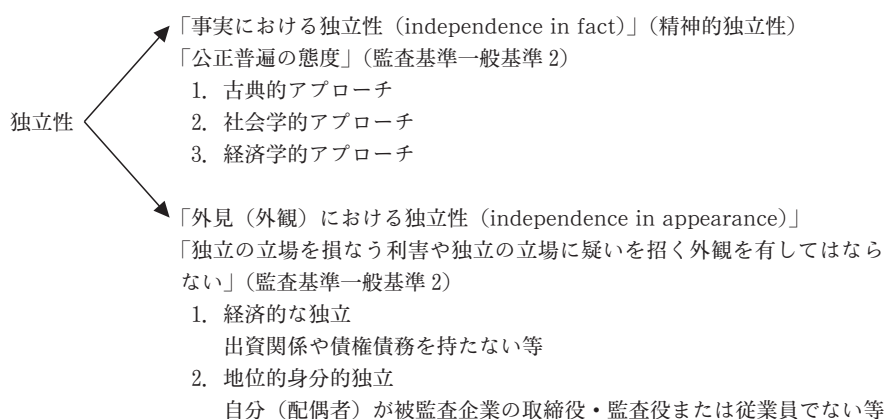


図8 2つの独立性

(12) 分析の詳細は Fudenberg and Tirole (1995) と Tirole (2005, pp. 326-327 and pp. 605-606) および 内山 (1998) を参照されたい。

(13) Tirole (2005), p.311.

(14) 古典的アプローチ・社会的アプローチ・経済学的アプローチという分類の詳細については加藤 (2005, 111-114 頁) を参照されたい。

「事実における独立性」は精神的独立性とも呼ばれるが、定義は曖昧模糊としている。裁判官のような絶対的な独立性を求める古典的アプローチは支持されなくなっている。その後、「経営者に対する抵抗力」を前面に掲げた社会学的アプローチや経済学的アプローチによってその本質の解明が図られてきた。アメリカの会計学者の間で現在広く支持されている考え方は、Magee and Tsien (1990) のものである。彼らは、独立性が損なわれている状況を、監査報告における判断と自分の信念が不一致である場合と定義している。

「外見における独立性」とは次のように解釈してもよい。つまり「事実における独立性」の定義が困難であるため、まず「外見における独立性」の保持を目的として、公認会計士法や内閣府令により遵守すべき要件を設けて「事実における独立性」を統制・制御しようとしたものである。

2. 会計士（監査法人）の顧客競争と独立性

会計士（監査法人）の顧客競争の独立性に対する利点と問題点は次の3つにまとめられるであろう。

- (1) 競争原理が働き低コストで高品質の監査が実施される⁽¹⁵⁾
- (2) 監査を受ける企業に代替可能性が広がり、その企業に便宜を図る会計士（監査法人）が現われる⁽¹⁶⁾
- (3) 同一の会計士（監査法人）と長期の契約関係が続くと、2005年に発覚したカネボウの粉飾決算監査に見られるように、監査に手心が加えられる

(1)では独立性は監査の品質の構成要素であり、典型的に見られる経済原理による競争の肯定論である。逆に(2)は、競争が当事者のパワーに不均衡を作り出してしまうことを重視する考え方である。(3)は、従来非常に長期に亘って同一の会計士（監査法人）と契約関係を結ぶことが多いという、日本的な独立性に対する懸念である。在任中の会計士（監査法人）は、外部競争者から職を奪われまいとして、独立性を損なう判断を犯してしまわないかがここでは問題となる。この問題には、Magee and Tsien (1990) が理論的に考察を加えているのでその要点を次にまとめた⁽¹⁷⁾。

3. Magee and Tsien (1990) の限定的影響説

(1) 事実における独立性（精神的独立性）が損なわれる条件

購入した資産の耐用年数について、税法上の類型化に従うと長期と短期という2つの解釈が可能である。会計士（監査法人）には甘いタイプ（Aタイプ）と辛いタイプ（Dタイプ）があり、甘いタイプの会計士（監査法人）はどちらの耐用年数を採用しても問題がないと考え、企業が長

(15) Burton (1980), p.53.

(16) Sterling (1973), p.63.

(17) 詳しい考察は加藤（2005, 121-132頁）を参照されたい。

期償却を希望するなら長期の耐用年数を採用し、短期償却を希望するなら短期の耐用年数を採用することを認めてもよいと考えている。ところが辛いタイプの会計士（監査法人）は、企業の備品の陳腐化が加速的に進むことから、耐用年数は短期を採用すべきであると考えている。その場合に辛いタイプの会計士（監査法人）が、長期の耐用年数を認めると、自分の判断や信念との不一致から「監査人の独立性」が損なわれたことになる。

アメリカでは日本と異なり、資産の償却区分が30から50区分ほどに簡便化されており、耐用年数についても柔軟な運用が可能である。この設例はそれを前提としたものである。なお本来耐用年数が短期の資産を長期に運用して、減価償却費を過少に計上して粉飾を行っていたのが、アメリカのエンロンやワールドコムである。日本ではその区分が約400にのぼり、運用が非弾力的なだけでなく実務上非常に煩雑となっている。そのために、日本も償却区分の簡素化に乗り出すことを決めており、今後アメリカと同様な状況になっていくと見られる⁽¹⁸⁾。

(2) 監査業務の競争入札の基本的設定

(1)のように、資産の耐用年数の解釈について対立が生じた。資産の購入以前にすでに、辛いタイプの会計士（監査法人）が監査人に任命されており、監査人には契約の継続の意志がある。ただし現在までのところ、この会計士（監査法人）のタイプを踏み絵する問題が発生していないので、甘いタイプか辛いタイプか、いったいどちらに属するか企業は分かっていない。競争入札してくる会計士（監査法人）には、甘いタイプの会計士（監査法人）が q の割合でいる。企業はこの割合だけは把握しているが、実際に雇った会計士（監査法人）が甘いタイプかどうかは契約後になってみないと分からない。この仮定により、「監査人の独立性」が問題となる一般的な競争状況が単純化して示される。

(3) 両タイプの会計士（監査法人）と監査を受ける企業の内部事情

甘いタイプと辛いタイプの会計士（監査法人）とも、最初に監査を引き受けると、企業のシステムを習熟するために初期コスト(ℓ)として2億円がかかる。監査を受ける企業の側にも、会計士（監査法人）の習熟補助コスト(c)として1億円がかかるとする。また通常每期ごとに監査にかかるコスト(ν)は1億円とする。監査を受ける企業は、資産の長期償却が認められれば、 b 億円減価償却費が減少し、その分利益を大きく計上できる。なお企業にとって他の経費が重み赤字の恐れもあるため、少しでも利益を大きく計上したいと考えている。辛いタイプの会計士（監査法人）は監査報酬として4億円を希望入札額とした。

(4) 現在在任中の会計士（監査法人）の有利性（「在任価値」）

企業側にとっては前の監査人がそのまま契約を継続してくれれば、1億円の習熟補助コストを

(18) 日本経済新聞朝刊 2007年5月20日

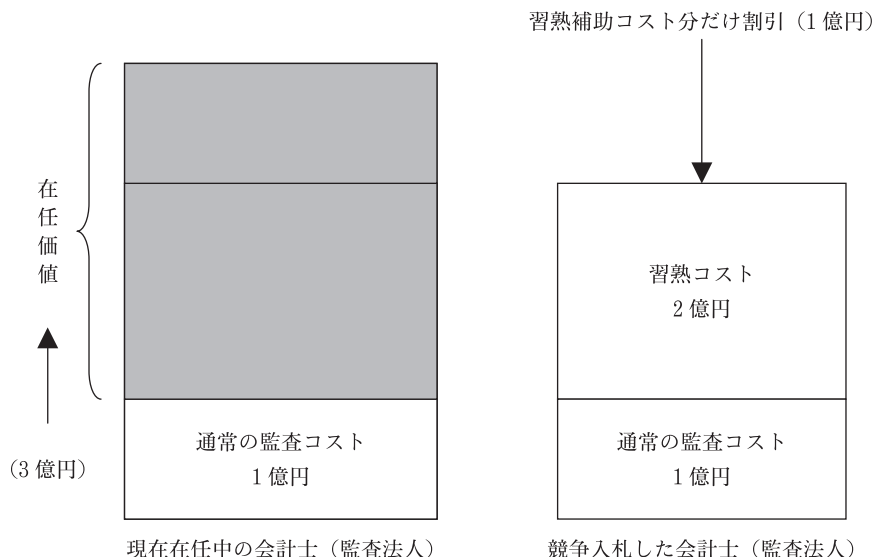


図9 会計士 (監査法人) の競争の基本構造

節約できる。競争相手は、少なくとも3億円(4億-1億=3億)を提示しなければ相手にしてもらえない。この金額は、競争相手にとっては習熟のための初期コスト2億円と通常の監査コスト1億円を足したものに等しく、コスト割れギリギリのラインである。契約の継続を求める会計士(監査法人)は、習熟のための初期コスト2億円が必要ないので、競争入札する相手の会計士(監査法人)よりこの分だけ有利になる。それは図9に示されている。

(5) 現在在任中の会計士 (監査法人) の選択

ところが競争入札した会計士(監査法人)が甘いタイプであれば、企業は長期償却が認められ b 億円の減価償却費を減らし、この分だけ利益を嵩上げできる。一般に競争入札した会計士(監査法人)が甘いタイプであれば、辛いタイプの会計士(監査法人)より常にこの分だけ有利になる。競争入札した甘いタイプの会計士(監査法人)に競い勝つような監査報酬の提示ができなければ、現在在任中の会計士(監査法人)の任期継続は覚束ない。長期償却を不本意ながら認めて甘いタイプの振りをするか、それを認めずに辛いタイプとしての立場を貫くかで、現在在任中の会計士(監査法人)が迫られる値引きの額はかなり変わってくる。ここで $b=3$ 億円とする。

長期償却を認めないと、現在在任中の者が辛いタイプであることが企業に分かってしまう。任期継続の条件として企業は嵩上げできなかった利益を埋め合わせるために、3億円の値引きを求めるであろう。現在在任中の会計士(監査法人)の提示額は1億円となり、原価割れギリギリの線となる。ところがそこで甘いタイプの振りをすれば、現在在任中の会計士(監査法人)がどちらのタイプなのかは企業には依然分からない。現在在任中の会計士(監査法人)が、もしかすると辛いタイプであるかもしれないと企業が見積もる割合は $1-q$ のままである。ゆえに、企業の値引き要求額は $3(1-q)$ にとどまるはずである。

甘いタイプの会計士（監査法人）の割合 q が高ければ、現在在任中の会計士（監査法人）が本当に甘いタイプである可能性は高いとして、値引きの要求は減少するし、甘いタイプの割合が低ければ、本当は辛いタイプの会計士（監査法人）かもしれないとして、値引きの要求はきつくなり 3 億円に近づく。

以上から、辛いタイプの会計士（監査法人）が、独立性を侵してまで甘いタイプの振りをして得る利益は $3q$ となる ($3 - 3(1 - q) = 3q$)。この分が次の期において、競争入札する相手に対するアドバンテージとなっていく。次の期以降も任期の継続をしてもらうということは、将来のことに属するために、現在の価値に直すと多かれ少なかれ割り引かれることになるであろう。その割合を δ とおくと、上のアドバンテージは $3\delta q$ で表わされる。

$3\delta q$ が大きいほど、辛いタイプである現在在任中の会計士（監査法人）の独立性が侵されやすくなるわけである。つまり単純に言えば、甘いタイプの会計士（監査法人）の全体に占める割合が多く、現在在任中の会計士（監査法人）が任期の継続に高い価値を置くほど、それは大きくなる。甘いタイプの会計士（監査法人）に交代することから企業が得る利益は $b = 3$ 億円としているが、実際には b が大きいほど上のアドバンテージは大きくなり、辛いタイプの会計士（監査法人）が独立性を侵害する誘惑が大きくなる。

(6) 独立性と甘いタイプの会計士（監査法人）の振りをして被る代償との関係

もう 1 つの重要な要素として、辛いタイプの会計士（監査法人）が長期償却を不本意ながら認めたときに被る代償をどのように見積もっているかという問題がある。辛いタイプの会計士（監査法人）は長期償却を受け入れることによって、過少費用の計上ということで株主損害賠償訴訟を受ける可能性があり、その損害額は E 億円と見積もっているとする。すると上のアドバンテージは $3\delta q - E$ となる。長期償却という会計処理を認めたときの代償が大きすぎる ($E > 3\delta q$) と考える場合には右の式がマイナスとなり、割りの合わない話となる。この場合には、辛いタイプの会計士（監査法人）は辞任するであろうから、その独立性は損なわれないであろう。

(7) 独立性と甘いタイプの会計士（監査法人）に交代することから受ける企業の利益との関係

監査を受ける企業にとって、甘いタイプの会計士（監査法人）が長期償却を容認することによって削減可能な減価償却費は、大きければ大きいことに越したことはない。しかしこの金額が大きくなりすぎて、会計士（監査法人）の習熟コスト 2 億円と企業の習熟補助コスト 1 億円を足した 3 億円を超えてしまう場合を考えてみる ($b > 3$ 億円)。この場合には図 8 から分かるように、現在在任中の会計士（監査法人）が任期継続の際に持つ有利性は完全に失われてしまい、採算割れとなってしまう。辛いタイプの会計士（監査法人）は辞職を申し出ざるをえないので、独立性が損なわれることはないであろう。企業が甘いタイプの会計士（監査法人）に交代することから受ける利益が大きすぎる場合には、独立性が侵される心配はないと考えてもよい。

(8) 辛いタイプの会計士（監査法人）の独立性が損なわれる場合

辛いタイプの会計士（監査法人）が長期償却を不本意ながら認めるということは、当期の会計処理に由来する費用配分などの問題が次期以降も続く場合に限られる。雇用している会計士（監査法人）が甘いタイプであると思いをしてもらえば、企業からの値引き要求が低くなり、その分次期以降の任期の継続に多くのアドバンテージを持ち込むことが可能になるからである。

このことから、辛いタイプの会計士（監査法人）の独立性が損なわれる危険性は、会計士（監査法人）が任期の継続に高い価値を置き、甘いタイプの会計士（監査法人）の割合が多く、甘いタイプの会計士（監査法人）から企業が享受できる利益がそれなりに高く、しかも辛いタイプの会計士（監査法人）が不本意な判断をした代償を相対的に低く見積もる場合である。

(9) 解決策

独立性が問題となる場合は、減価償却など当期の会計処理が次期以降に影響する場合に限られるため、会計基準の統一を進めて、監査判断の余地を狭める方法がもっとも効果的である。監査判断の余地が1つしかないということは、1つのタイプの会計士（監査法人）しか存在しないことを意味し、自分の信念と外れた監査報告は排除される。また交代理由の公開により、経営者が甘いタイプの会計士（監査法人）に交代することから得る利益を小さくするのも一つの方法である。

(10) モデル分析の課題

このモデルでは、甘いタイプの会計士の方が辛いタイプより常にコスト的に優位に立つ。その結果、競争入札者がすべて甘いタイプで占められて、辛いタイプはすべて排除されてしまうという不自然な話が起る。なぜなら、それは会計士の監査コストが一元的に設定されているためである。現実には会計士（監査法人）の監査コストの構造は様々なはずである。なお会計士（監査法人）の監査コストが刻々と変化することを考慮した Gigler and Penno (1994) のモデルでも、会計士（監査法人）が意図的に独立性を損なう行動をとる傾向は確認されていない。

また会計士のタイプが2つに限定され、辛いタイプが被ると予想する損害額も一元的に決められている。現実には、この2つのタイプの間に様々な辛いタイプの会計士が存在し、それらのタイプが見積もる損害額も異なってくる。しかしそれをすべて考慮することは困難であるとともに、問題の本質を返ってばやけさせるだけであり、ここで示された単純化の有効性を否定するものではない。

VI. 強制監査法人交代（留保）制度

1. 制度化の意義と問題点

2007年の新しい公認会計士法では、特定企業を担当者する公認会計士を監査法人の内部で5

年ごとに交代させることが義務づけられた。ところが強制監査法人交代 (mandatory auditor rotation) は、特定企業の監査を担当する監査法人自体を一定の期間で強制的に交代するものであり、強制監査法人留保 (mandatory auditor retention) は、一定期間強制的に交代を禁止するものである。これらの制度化は、企業との癒着を防ぎ監査人の独立性を強化する手段として注目されている。イタリアのように強制監査法人交代を実際に行っている国もあるが例外的で、交代の際に企業と監査法人双方が、多大な習熟コストを被ることから反対も強く、各国とも導入には必ずしも前向きではない。

2. Lu (2006) の議論

Lu (2006) はこの制度の問題点を次のように指摘する⁽¹⁹⁾。監査法人の交代は資本市場では「警笛」の効果がある。現在得ている監査意見に不満の企業が、より好ましい監査意見を求めて、「オピニオン・ショッピング」(opinion shopping) を行う可能性を示唆するためである。このため、監査法人の交代をする企業は資本市場の評価が低くなることを覚悟しなければならず、無理な交代ができなくなる。

ところが、監査法人の交代が定期的に強制的になると、この「警笛」の効果が失われてしまう。また監査法人の交代は、可能性としては小さいにしても、より好ましい監査意見が得られる可能性を新たに作り出す。そのため、定期的な強制交代は企業に甘い監査意見が出る傾向を生み出し、それが定常化する危険性もある。

3. Dopuch *et al.* (2001) の実験

(1) 基本的設定

Dopuch *et al.* (2001) は、次の4つの実験市場を設定して、経営者と監査人を演じた被実験者の行動を比較した。その4つの市場とは、監査人の交代が自由にできる市場、監査人の交代が3期間できない市場、監査人の交代を4期目に必ず行わなければならない市場、監査人の交代が3期間できない上に、監査人の交代を4期目に必ず行わなければならない市場である。それぞれの市場を順に①自由市場、②強制監査人留保市場、③強制監査人交代市場、④強制監査人留保と強制監査人交代の並存市場と呼ぶ。経営者と監査人は最低25期間取引を行い、終了期間はランダムに決まる。なお、ゲームでは経営者は、自分が解雇した監査人とは2度と取引しないように設定されている。

(2) 実験の手順と狙い

経営者は各期の最初に資産に対して投資を行う。資産は高品質か低品質かのいずれかになるが、経営者の投資額が大きければ、高品質になる確率は高まる。次に経営者は監査人を雇い、資産が

(19) 詳しくは加藤(2007)を参照されたい。

高品質か低品質かについて監査報告をしてもらう。監査人の監査技術は、資産が実際に高品質であったときにのみ、ある確率で資産が低品質という誤った監査結果を導いてしまう。監査人は監査結果を見て、資産が高品質か低品質かどちらの報告をするかを決める。誤った監査報告には罰金が科される。監査報告は経営者の報酬に影響を与え、資産が高品質と報告されたときの方が低品質と報告されたときより報酬は大きくなる。

監査人の監査報告を見た後に、経営者は監査人の任期を延長するか解雇するかを決める。経営者が新しい監査人を雇うと、新たに初期コストが発生するため、それを負担しなければならない。経営者に任期を継続してもらえれば、監査人にのみ経済的利益が每期発生する。それは、業務の限界コストの削減や非監査業務からの波及効果から来るものと考えられる。経営者は、監査人の任期を継続するか否かを武器にして監査報告に影響を与えることができる。資産が高品質と報告した監査人は、③と④の市場以外では解雇されず経済的利益を独り占めできる。そのため資産が高品質という監査報告が意図的にされ、監査人の独立性が損なわれる危険性があるという設定である。

(3) 実験の結果

実験ではやはり、①の自由市場で資産が高品質という監査報告の頻度がもっとも高かった。この結果は、監査人が任期継続から手に入れる経済的利益に目が眩み、監査報告に偏向性が生じるという先入観と一致する。ところが、①の市場では経営者の資産に対する投資が予想以上に大きく、そのために資産が高品質であることが多くなった。経営者のこの姿勢が、誤った監査報告によって監査人に罰金が科されるという危険を減らすことに繋がった。そして結果的に①の市場で経営者と監査人の社会厚生の水準は最大となった。

実験ではさらに、高品質と監査報告がされた頻度と、経営者の投資判断によって資産が高品質になったはずの確率とを比較し、そのずれの大きさを調べた。前者が高く両者のずれがプラスなほど、監査人の監査報告に偏向性があり、独立性が損なわれた可能性が示唆される。その結果、ずれがもっとも少なかったのは③の強制監査人交代の市場であった。またプラスのずれがもっとも大きかったのは①の市場であり、逆にずれがマイナスになったのが④の強制監査人留保と強制監査人交代の並存市場であった。

これらの実験結果から、Dopuch *et al.* (2001) は、強制監査人留保と強制監査人交代は監査人の独立性にプラスの効果があるとしている。ただし実験では、経営者が監査人を交代するときのコストを低めに設定して、資産が低品質と報告した監査人を交代しようとする強い動機付けを生み出す工夫がされており、その点は留意が必要とされている。

4. 談合と「囚人のジレンマ」ゲームの繰り返し

もう1つの問題点は、監査法人に談合体質を作り出すことである。談合の問題は取引が長く繰り返される「囚人のジレンマ」ゲームとして説明が可能である。入札で2つの企業が談合して仕

			企 業 A			
			談 合		競 走	
			協 調		裏 切 り	
企 業 B	談 合	協 調	3	3	0	6
	競 走	裏 切 り	6	0	1	1

図 10 談合と競争

事を分け合う図 10 の左上が両者にとってもっとも良い選択である。しかし図 10 の右下と左上に示されているように、片方の企業が裏切ってより低い価格を提示すれば、すべての仕事を落札し片方は何ももらえない。1 回限りのゲームでは 2 つの企業は裏切りあって、右下の激しい競争に突入し談合は起きないはずである。

ところが日本で問題となっている談合は、長期間に亘って落札できる企業のリストと順番が決められている。落札できなかった企業もしばらく待てば必ず順番が回って来て落札できる。これは「囚人のジレンマ」の取引が長く繰り返されるゲームに類似しており、強制されなくとも自然に「談合」という協調関係が生まれる主要な要因となっている。そのため、2005 年の 1 月から実効となった新しい独占禁止法は、談合の通報をした企業には罰則を減免して、相手を裏切る「抜け駆け」を助長し談合を防止する政策に踏み切った。正確には、最初の通報者には課徴金を全額免除し、次とその次の通報者には課徴金をそれぞれ 50% と 30% 免除するものである。

5. 強制監査法人交代による談合の公認化

ここで例えば監査法人を 3 年ごとに強制的に交代しなければならないとしよう⁽²⁰⁾。日本の市場は大手 3 大監査法人の寡占市場である。そのため、3 つの監査法人で順番に回すのが独立性の観点からも適切ということになるかもしれない。図 11 のように、各監査法人は最悪 6 年待てばほぼ自動的に仕事が回ってくる。実は図 11 は談合の秘密落札リストに酷似しており、談合の撲滅が叫ばれる中で、この談合まがいの状況が公認されることになる。

日本の談合は、欧米の「虫」たたきと異なり、「かび」のような生態を持ち、根絶が困難であるとされる。強制監査法人交代により、お互いに切磋琢磨して低コストで高品質の監査を提供す

(20) この制度の趣旨からすると、短ければ短いほど良いことになるので、強制交代を 3 年ごととした。しかし 4 年でも 5 年でも問題は同じである。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
監査法人A	*	*	*						
監査法人B				*	*	*			
監査法人C							*	*	*

図11 強制監査法人交代における落札者リストの例（*落札者）

ることがなくなり、「かび」がはびこる環境が新たな産業で発生するのは憂慮すべきである。

Ⅶ. む す び

以上本稿では次の点について明らかにしてきた。第1に、会計監査の生成は企業の生成要因と密接な関係があり、その後の企業の発展を助ける形で誕生したと考えてもよい。第2に、企業の生成要因を考慮し、監査の生成要因はエイジェンシー・アプローチとシグナリング・アプローチという形にまとめて議論すると、その本質がより明らかになる。

第3に、不完備契約の理論という新しい契約理論を基にすると、会計利益の信憑性に疑義が示され、ここに会計監査の限界が垣間見られる。会計操作を防止し経営者のやる気を引き出す契約形態をとろうとすることが、逆に経営者に一層の会計操作の誘惑を与えてしまう。つまり会計利益の操作の問題は、無欲で無私という聖人のような経営者を除く、すべての経営者にやる気を与えときに発生する固有の問題であり、会計監査のみでは解決が非常に困難であると考えられる。

第4に、監査人の独立性が競争によって損なわれる場合は、会計士（監査法人）が、監査報告において自分の信念を曲げてでも、次期も契約を継続したいという状況であるが、かなり限定的と見ても良い。問題となる場合は、減価償却など当期の会計処理が次期以降に影響する場合に限られるため、会計基準の統一を進めて、監査判断の余地を狭める方法がもっとも効果的である。また交代理由の公開により、経営者が交代によって享受できる利益を小さくするのも一つの方法である。

第5に強制監査法人交代（留保）制度は、学生を対象としたアメリカの研究者による実験ではその有効性が確認されたが、やはりアメリカの研究者によるモデル分析では逆に有効性は否定された。特に問題となるのが、日本特有の問題とされる談合が会計士（監査法人）業界でも公認化に繋がる恐れがあることである。

参考文献

- Alchian, A. and H. Demsetz, Production, Information Costs, and Economic Organization, *American Economic Review*, Vol. 62, No. 5, (1972), pp. 777-795.
- American Accounting Association, *A Statement of Basic Auditing Concepts*, The Accounting Review, Vol. 47, Supplement, (1972). 青木茂男監訳・鳥羽至英訳『基礎的監査概念』国元書房（1982）.

- Axelrod, R., *The Evolution of Cooperation*, Basic Books (1984). 松田裕之訳『つきあい方の科学』HBJ 出版 (1987).
- Burton, J. C., A Critical Look at Professionalism and Scope of Services, *Journal of Accountancy*, Vol. 149, No. 4, (1980), pp. 48-56.
- Demsetz, H., The Structure of Ownership and the Theory of the Firm, *Journal of Law and Economics*, Vol. 26, No. 2, (1983), pp. 375-390.
- Dewatripont, M. and J. Tirole, A Theory of Debt and Equity: Diversity of Securities and Manager-Shareholder Congruence, *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 109, No. 4, (1994) pp. 1027-1054.
- Dopuch, N., R. R. King, and R. Schwartz, An Experimental Investigation of Retention and Rotation Requirements, *Journal of Accounting Research*, Vol. 39, No. 1, (2001), pp. 93-117.
- Fudenberg, D. and J. Tirole, A Theory of Income and Dividend Smoothing Based on Incumbency Rents, *Journal of Political Economy*, Vol. 103, No. 1, (1995), pp. 75-93.
- Gigler, F. and M. Penno, Imperfect Competition in Audit Markets and its Effect on the Demand for Audit Related Services, *The Accounting Review*, Vol. 70, No. 2, (1995), pp. 317-336.
- Jensen, M. C. and W. H. Meckling, Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure, *Journal of Financial Economics*, Vol. 3, No. 4, (1976), pp. 305-360.
- Knight, F. H., *Risk, Uncertainty, and Profit*, reprinted in London School of Economics and Political Science (1921).
- Kreps, D. M., P. Milgrom, J. Roberts, and R. Wilson, Rational Cooperation in the Finitely Repeated Prisoner's Dilemma, *Journal of Economic Theory*, Vol. 27, No. 2, (1982), pp. 245-252.
- Lu, T., Does Opinion Shopping Impair Auditor Independence and Audit Quality?, *Journal of Accounting Research*, Vol. 44, No. 3 (2006), pp. 561-583.
- Magee, R. P. and M-C. Tseng, Audit Pricing and Independence, *The Accounting Review*, Vol. 65, No. 2, (1990), pp. 315-336.
- Sterling, R. R., Accounting Power, *Journal of Accountancy*, Vol. 135, No. 1, (1973), pp. 61-67.
- Sunder, S., *Theory of Accounting and Control*, South Western College Publishing, (1997), 山地秀俊・鈴木一水・松本祥尚・梶原晃訳『会計とコントロールの理論——契約理論にもとづく会計学入門——』勁草書房 (1998)。
- Tirole, J., *The Theory of Corporate Finance*, Princeton University Press, (2005).
- Wallace, W. A., *Auditing Monographs*, PWS-Kent Publishing, (1986). 千代田邦夫・盛田良久・百合野正博・朴大栄・伊豫田隆俊訳『ウォーレスの監査論——自由市場と規制市場における監査の経済的役割』同文館 (1991)。
- 伊豫田隆俊『制度としての監査システム』同文館 (2003)。
- 内川正夫「利益平準化の経済合理性:図による分析——利益平準化が監査で軽視されるのはなぜか——」『會計』第153巻第5号, 森山書店 (1998), 775-787頁。
- 小田切宏之『企業経済学』東洋経済新報社 (2000)。
- 加藤達彦『監査制度デザイン論——戦略的アプローチと実験的アプローチの応用』森山書店 (2005)。
- 加藤達彦「監査の品質と監査人の独立性——資本市場のガバナンス機能の観点から——」『明大商学論叢』第89巻第2号 (2007), 183-201頁。
- 柳川範之『契約と組織の経済学』東洋経済新報社 (2000)。
- 柳川範之『法と企業行動の経済分析』日本経済新聞社 (2007)。
- 山浦久司『会計監査論第4版』中央経済社 (2006)。